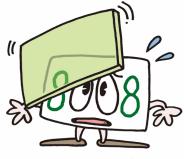
うずく表示!!

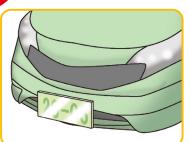
ナンバープレートの表示義務が 明確化されます

> 平成28年4月1日以降、ナンバープレートをカバー等で被覆すること、 シール等を貼り付けること、回転させて表示すること、折り返すこと等が 明確に禁止されます。

$_{\mathrm{PR}}$ 28 $_{\mathrm{F}}4$ 月1日から

カバー





ナンバープレートカバーは 装着禁止!! 無色透明でもダメ!!

回転

回転させて 取り付けては いけません。





ナンバープレートの すべての文字が判読でき なければダメ!!







折り返し

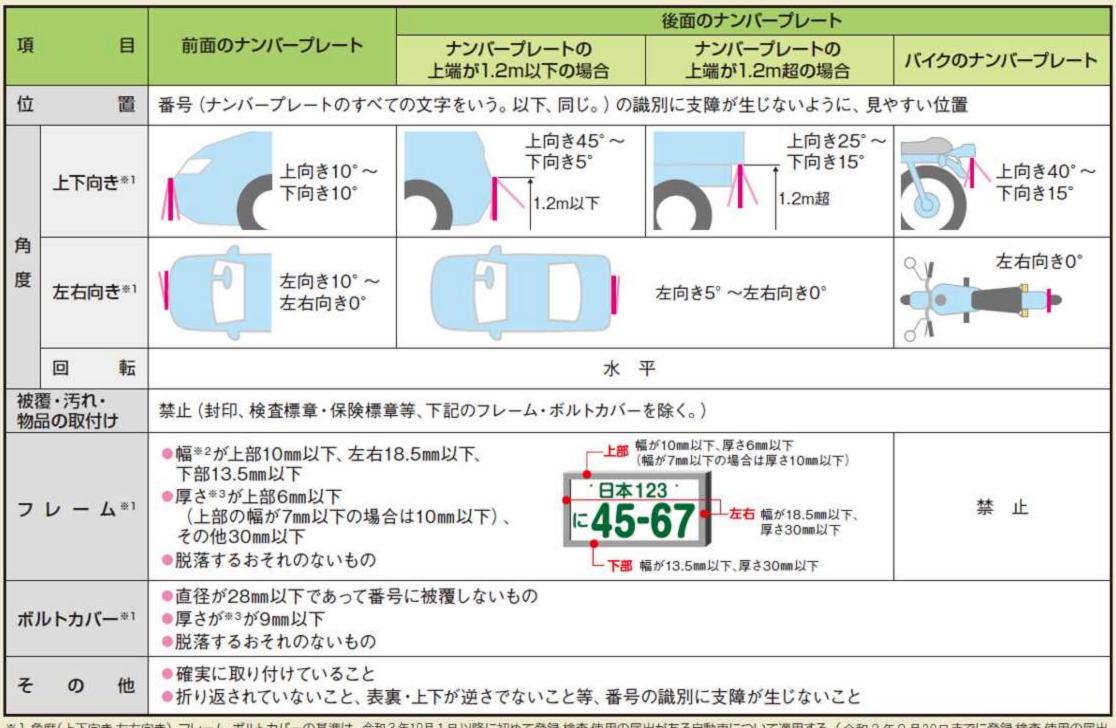




国土交通省 / 警察庁

車のナンバープレート。 表示に係る新基準

これまで「番号を見やすいように表示しなければならない」 とだけ定められていたナンバープレートですが、新基準に より位置や角度が数値で明確に規定されました。 知らなかったではすまされません!



- ※1 角度(上下向き・左右向き)、フレーム、ボルトカバーの基準は、令和3年10月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車について適用する。(令和3年9月30日までに登録・検査・使用の届出がある自動車については、自動車の運行中番号が判読できるような見やすい角度によること、番号を被覆せず、脱落するおそれがなく、自動車の運行中番号が判読できるフレーム又はボルトカバーを取り付けることができる。)
- ※2 ナンバーブレートに取り付けたときの当該ナンバーブレートの外縁からフレームの内縁までの長さ
- ※3 ナンバーブレートに取り付けたフレーム・ボルトカバーの当該ナンバーブレートの表面から突出している部分の厚さ

ナンバープレートの表示に係る主な新基準の適用について

法·省令· 告示施行

H28.4.1

猶予期間

令和3年9月30日までに 初めて登録・検査・使用の 届出がある自動車に適用

新基準の 全面適用

令和3年10月1日以降に初めて登録・検査・使用の届出がある自動車に適用

R3.10.1

【現行】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標等の表示の義務)

第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるとこ ろにより、…自動車登録番号標及びこれに記載 された自動車登録番号を見やすいように表示 しなければ、運行の用に供してはならない。

【現行】省令の規定

自動車の運行中番号が判読できるように、見やすい位置に取り付け

【改正】道路運送車両法の規定

(自動車登録番号標の表示の義務)

第十九条 自動車は、・・・自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないこと その他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通 省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。

被覆 禁止

【改正】省令・告示の規定

位置 自動車の運行中番号の識別に支障が生じないように、見やすい位置に表示

角度(上下・左右) 自動車の運行中番号が判読 できる見やすい角度

一定の角度

例: 上10°~下10°(四輪前面) 左5°~0°(四輪後面) 上40°~下15°(二輪後面)

角度(回転) 禁止

フレーム 番号を被覆せず、自動車の 運行中番号の判読ができるもの

一定の幅、厚さ以下のもの

例: 左右幅18.5mm以下、厚さ30mm以下